

◆◆◆目次◆◆◆

1. 「岐阜県最低賃金」について
2. 事業発展セミナーと個別相談会の開催について

★★

1. 「岐阜県最低賃金」について

平成26年10月1日から「岐阜県最低賃金」が時間額738円に改定されました。
(改正前の時間額724円から14円の引き上げ)
年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。
賃金が最低賃金以上になっているか、ご確認ください。

問合せ先：岐阜労働局労働基準部賃金室 電話 058-245-8104

★★

2. 事業発展セミナーと個別相談会の開催について

下記の日程で、セミナーと個別相談会を開催します。
セミナーでは、ヒット商品を開発していくために必要となる『発想の転換』の重要性を、クイズ形式の体験を通じて楽しく学びます。
また、セミナーの前には、経営コンサルタント等による無料経営相談会を開催しますので、皆さま是非お気軽にご参加ください。

日にち 平成26年10月24日(金)
時間 【相談会】午後1時～5時(定員8名) ※先着順になります。
【セミナー】午後7時～9時(定員100名)
場所 高山市役所 地下市民ホール
参加費 無料
テーマ 「発想の転換が成功のポイント～事業を飛躍させるには～」
講師 岐阜県よろず支援拠点コーディネーター 三輪知生 氏
主催 高山市
申込先 高山市商工観光部商工課 (0577-35-3144)

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。